

○議長（末次性男君）　ただし、厚生委員長（関米吉君）から訂正の申し出がありましたが、これを了承することにより異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君）　異議なしと認め、申し出のとおり決定させていただきます！

○厚生委員長（関米吉君）　請願の審査報告を申しあげます！

（請願審査報告書朗読）別添参照

補足説明をいたします！

本請願は去る十二月定例会の最終日の二十三日に本委員会に付託されたものでありますが、本委員会は二回にわたり審議を重ね、この報告を申しあげたような決定をみた次第であります！

まず一月二十日の委員会におきましては本請願の趣旨について十分なる検討を行なったものであります！　そして建設労働者国保組合は昭和二十八年から発足してきた日雇い労働者保険組合が昭和四十五年五月に廃止されたことにより設立されたものであります！

この建設国保組合に対する国庫補助率が公営国保に対する四割に比較し二割五分と低く、このため財政的に苦しくなったためこの補助率の引き上げ等を含めまして四項目について関係方面に意見書を出してほしいという趣旨と、公営国保世帯主十割給付の実施と外国人の国保加入を認めることについて条例改正を願ったものが趣旨であると思料されるのであります！

一項目から四項目までについては都の国保連合会において例年同趣旨の運動を行なっていることであるとして承せられるところでありますが、公営国保の世帯主十割給付と外国人の国保加入についての条例改正の願意についてはかなりの財政的措置が必要となり、又外国人については請願才九号の関連等もあって慎重に検討すべきであるという意見が多く当日は継続審査と決定した次第でございます！　ついで二月二十三日の二回目の審査を行ない、同趣旨の請願が提出された都下六市の状況が理事者から次のように報告されました！

それによると八王子市、立川市、府中市、昭島市においては本請願を採択し一項目から四項目までの趣旨について意見書を関係方面に提出

した。ただ昭島市においてはオ五号の十割給付については「そのように努力する」という内容に請願者から訂正された上決定したということであります。所田市は一頂から四頂までの意見書提出については採択、五頂、六頂については不採択と決定し、青梅市では継続審査中である。——以上の報告のあと当委員会において慎重に審査した結果、当市におきても建設国保組合加入者もあり又国庫補助率も公営の四割に對しまして二割五分では若干き上仰については了とされることと、四頂までの内容については趣旨に沿うべきであるという意見の一致をみ、採択と決定した次がであります。

しかしながらオ五項の十割給付の關係においては、仮に市でこれを実施すると二十四万円の財政支出が必要となり現在の財政力から無理であるということから不採択と決定し、次のオ六項の外国人の国保加入については請願オ九号の關係からも採択と決定した次がであります。

何とぞ当委員会の決定とあり、承認賜りますようお願い申し

あけ補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

これより委員長報告に対する質疑を行ないます。

○三上番（岩田 博君） 委員長にお尋ねいたしますが、この審査報告に對しまして財政上その意にそいたいが、となつてゐるが、あなはそれから理事者になられたんですか。

○厚生委員長（関 米吉君） オ五号の公営国保の世帯主十割給付を実施することに対するご質問であろうかと思いますが、この問題につきましてはただいま岩田議員からとお話しいが、いたしましたように当委員会といたしましては財政上無理ということ、議会側の立場においてただちにその意に沿うということはおかしいのではなからうか、むしろそういう問題については議会側の立場におきまして公営国保の世帯主十割給付を前向きな形で考えてこれを採択すべきであるという意見もあつたわけがござります。委員会といたしましてはそのような二つの意見に別れたのでござります。採決の結果この問題につきましては報告いたしました。

とおり不採択と決定したので次方ご説明します。

(「議長休憩」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 暫時休憩させていただきます。

午後二時三十九分 休憩

○午後三時 二分 開議

○議長(末次性男君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

○厚生委員長(関 米吉君) 自席からお許しをいただきました。

ただいまの岩田議員さんのご質問の請願審査報告書に対する不採択とすべき分の請願事項中の五項目の「財政上その意に沿いたい」という表現につきましてご指摘をいただきましたわけでございますが、誠に委員長とさせていただきます。申しわけございませんでした。誠に恐縮でございますがお詫い申しあげまして、次のとおり五項目の理由をあらためさせていたたきたいと思っております。よろしくお願い申しあげます。

「その他の社会保険等との均衡上早期実施が困難なため」

このように不採択とすべき分の理由を変更させていただきます。ただきとと思っております。謹しんで訂正申しあげますのでよろしくお願い

しお取りはからいくようなお願い申しあげます。

○議長(末次性男君) おはかりいたします。ただいま請願中の

不採択部分について委員長から表現を変更したい旨の発言がありましたが、これを承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よってそのように決定いたしました。

○議長(末次性男君) 委員長報告に対する質疑を続行いたします。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 以上ご質疑を行ないます。

おはかりいたします。請願第十一号は委員会報告とおり決するにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) ご異議なしと認めます。よって請願才土

号は委員会報告とおり決定いたしました。

○議長（末次性男君） おはかりいたします。 日程才十四請願才一号、

日程才十五請願才二号、二件については一括して議題としたいと思
いますか、これに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。 よって本件二件に
ついては一括議題とすることに決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才十四請願才一号排水溝の設置に關す
る請願書、 日程才十五請願才二号排水溝改良に關する請願書、

以上二件を一括して議題といたします。

本件についてはともに建設委員会に審査を付託してあります
ので委員長から報告願います。 建設委員長伊東忠次郎君

（建設委員長伊東忠次郎君 登壇）

○建設委員長（伊東忠次郎君） 指名がござりましたのでただいま

一括議題となりした請願才一号、 請願才二号の審査報告を一
括して報告いたします。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

補足説明を申しあげます。

審査に先きたち現地視察をしたし、排水溝を設置したいとい
うことであるが、市道一七〇号線と市道一六九号の五日市街道よ
りの市道一七〇号の交差までは勾配もあり排水溝は設置できる
と思うが、その先中学校側については逆勾配で防犯施設横田を張
所と新築してゐるが中学校に通学する生徒のためにも排水溝は必要と
思われ、委員会としてもつぶさに現地視察をしたうえであり、
委員より防犯施設局が市に話さなく請願地のそばに庁舎を建
てあり、議会、理事者としても防犯施設局に請願の排水溝設
置補助を強く要望すべきであるとして採択とした次才であります。
何とぞ審査議のうえに採択くださるようお願いします。

次に請願才二号について申しあげます。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

本請願について補足して説明を申しあげます。

審査に先きだち現地視察をいたしました。請願地に市道

七〇八号は国道一六号からの路面排水の三十センチの管が布設され

ており、中間地点が低くマンホールのふたをあけると水がたまり、

市道一九一号へのスムーズな流れは見られず降雨の際にふき出す水

がうかがわれ、視察後の審査におりとも国道からの排水であり関係方面

に接洽したいとの意見もあったが、市道一九一号を新設し補助

で工事中で補装工事前に五十センチの排水管を埋設することになつてお

り、これをとりはけることにより大部緩和されるとの説明があり、

当委員会としては採択と決定した次でござります。

何とぞご審議のうえに採択くださるようお願いいたします。請

願第一号、第二号の補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

こいより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。

請願第一、第二号に対する委員会報

告は採択と決定であります。

本件は委員会報告とおり決す

るに異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 異議なしと認めます。

よって請願第一号

第二号は委員会報告とおり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程第十六請願第三号道路新設に関する請

願書を議題といたします。

本件については建設委員会に審査を付託してありますので委

員長から報告を願います。

建設委員長伊東忠次郎君

（建設委員長伊東忠次郎君 登壇）

○建設委員長（伊東忠次郎君） 指名がござりましたので審査報告と

申しあげます。

（請願審査報告書朗読） 別添参照

本請願について補足説明を申しあげます。

審査に先きだち現地視察をソナシ、基地引込み線の鉄橋にと
つて実贈さいることになつてゐる、工事途中の鉄筋コンクリートによる
橋のかげう水、代表者も立ち合ひ、道路の新設を要請された。
開発の遅いところこの地域には西武線拝島駅広場に通ずる車の通れる道
路もなく、請願の予定道路の途中には墓地もあり設計上の障害もあ
ろうが、熊川郡常住宅に向ひ遊園地までの道路は必要と思われた。
視察後の審査におきかは同じ熊川郡と騒音公害に悩まされながら格差
のあるこの域であるので、道路新設について努力したいとして当委員
会としては採択と決定した次がであります。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。
こゝより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。
おはかりいたします。請願第三号に対する委員会報告は採択

と決定であります。本件は委員会報告とあり決するに「異議あ
りませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 「異議なし」と認めます。
委員会報告とあり採択と決定いたしました。

○議長（末次性男君） 暫時休憩いたします。

午後三時十五分 休憩

午後四時十八分 開議

○議長（末次性男君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

おはかりいたします。日程第十九陳情第一号と日程第十八陳情
第二号については一括して議題としたいと思いますと思ひますがこゝに「異議
ありませんか、

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 「異議なし」と認めよつて本二件については一括議

題とすることに決定いたしました。

(「議長」と呼ぶ者あり)

○厚生委員長(関 米吉君) 誠に申しわけございませんが、この陳情
オ一号とオ二号については厚生委員会に先議会において付託を受
けまして報告書を提出したわけでございますが、そのうち陳
情オ二号につきまして、報告書の作成については委員長に「一任を
した」のであります。陳情オ二号の意見のところを「ご
しますけれども」願意は了とされるが許可については市長の権限に
ある。——というように記されておりますが、この「市長の
権限である。」という点につきましては「市長に陳情したい」と
いうように表現をあらためさせておきたいと思っております。
誠に申しわけない次オ「ごしますけれども」あらためて承賜り
たくおとりはかいますようお願いいたします。

○議長(末次性男君) ただいま厚生委員長から陳情オ二号の不採
択の表現を変更したい旨発言がありましたか、これを承認する
ことにご異議ありませんか、

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(末次性男君) 異議なしと認め表現変更についてはこれを承認する
ことに決定いたしました。

○議長(末次性男君) 日程オ十七陳情オ一号し尿並に浄化槽より生ずる汚
物に対する終末処理場増設に関する陳情書、日程オ十八陳情オ二
号し尿浄化槽の清掃並に維持管理の許可に関する陳情書、以上二件
を一括して議題といたします。

本件については厚生委員会に審査を付託してありますので委員
長から報告を願います。厚生委員長(関 米吉君)

(厚生委員長(関 米吉君)登壇)

○厚生委員長(関 米吉君) 指名をいたしまして陳情オ一号ならびに陳
情オ二号に対する審査の報告を申しあげます。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

続きまして陳情オ一号に対する審議の概要について補足説明を
させていただきますと思っております。

本件陳情書は去る昭和四十五年にも同様主旨の陳情書が提出さ

の継続審査となりておりす。したが、昨年の統一地方選挙のため審議未了となりこのたび新たに西多良紅生組合関係市町村に再提出されたものを審査します。関係市町村における本陳情書の取り扱いは、瑞穂町では継続審査、羽村町では紅生組合で処理すべきものとして不採択、青梅市においては過去において何回か出されたが、そのつと市としてはどうにもならないとして取り下げておるということになります。

福生市としては他市町村と比べ市街化が進み、又市民の生活文化の向上から汚物の増加も著しく、このため投棄場所にも苦慮し長年の悩みのためとなりておりますが、この問題をこのまま放置することは市民生活にも重大な支障をきたした大きな社会問題となりおそれがあるため陳情の主旨と了とされているので、西多良紅生組合の施設の改良、増強の方向に努力すべきであるということと意見の一致をみ、本陳情書は採択すべきものと決定したので次でござります。

何とぞ本委員会のご決定とありご採択くださるようお願い申し

あげます次でござります。

続きまして陳情オニ号の審査報告を申しあげます。

(陳情審査報告書朗読) 別添参照

陳情オニ号につきまして委員会のご審査の補足説明をいたします。

本陳情書は三多良における浄化槽清掃業者として今だ許可を出していない市に対して提出されたもので、西多良紅生組合関係では当市と青梅市に出されたものであるということになります。

先ほどの議案オニ号四号に關係いたしますが、福生市の廃棄物の処理ならぬ清掃に關する条例の補足説明におきまして申しあげましたように、昨午九月国が廃棄物の処理及び清掃に關する法律を施行したてであります。この法律のオニ条によりまして尿浄化槽の清掃を業として行なうものは当該業を行なうとする区域を管轄する市町村の許可を受けなければならぬ。——という

定めによりまして本陳情書が提出されたものと因料されているのであります。しかしながら本陳情書はし尿処理槽の清掃ならぬ

に維持管理に關し、業者として指定許可を願ったものゝあり、この
ような申請に対する許認可の事務は市長に属するものゝあります
ので、委員会といたしましたのは、これは市長に陳情されるのが当然で
あるという意見が多く、採決の結果報告書のとおり願意は了と
されるものゝ申しします。不採決と決定した次で申しします。
併とて本陳情書に対する委員会の決定とあり、承認賜り
ますようお願い申しあげまして、補足説明といたします。

○議長（末次性男君） 以上で委員長の審査報告は終了しました。

いより委員長報告に対する質疑を行ないます。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 以上で質疑を終ります。

おはかりいたします。陳情才二号は委員会報告とあり

決するに「異議ありませんか」。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（末次性男君） 「異議なし」と認めます。よって陳情才

二号は委員会報告とあり決定いたしました。

○議長（末次性男君） 日程才十九議案才二十四号 昭和四十六年度福生
市福生都市計画福生土地区画整理事業会計補正予算才三号を
議題といたします。

議事係長をして議案の朗読をさせていただきます。

（須崎議事係長朗読） 有略

○議長（末次性男君） 朗読は終了しました。

本案について提案理由の説明を求めます。都市計画課長

浅見裕康君

（都市計画課長 浅見裕康君登壇）

○都市計画課長（浅見裕康君） 指名をいたしましたので議案才三
号 昭和四十六年度福生市福生都市計画福生土地区画整理事業会計
補正予算才三号につきまして内容の説明を申しあげます。

まず先日十八日の才五回目の議会におきまして昭和四十六年度の補
正内容について若干ふいふしたと、現在提案申しあげており
ます。予算の内容と大きなひらきがあり、ますことをまずとて深く



お詫い申しあゆみ次第でござります。

予算内容についてご説明を申しあげます。

今回補正したそうとする内容につきましては、加美平地区の家屋移転の関係の補償費の減額、それと当初予算におきまして五百万円を予定したておりました武蔵野台の換地精算金のその後の状況等の変化によります減額、それらが大きな骨子となっております。それでは事項別明細書によって説明いたします。

今回補正したそうとするお入におきまして、分担金及び負担金において保留地処分金といたしまして予定しておりました額から四千六百四十二万四千円を減額いたします。それと諸収入におきまして武蔵野台換地精算金の収入分としてみておりました五百万円のうち三百八十三万四千円を減額しようとするのであります。

支出におきましては事業費におきまして加美平関係の四千八百三十三万四千円の減、諸支基金におきましていわゆる武蔵野台の換地精算の交付分の百九十三万四千円を減額しようとするのであります。四ページ以降について申しあげます。

まずお入の分担金及び負担金でござりますが、当初計画してありました保留地処分金のうち加美平についてはご案内のとおり事業の進捗にともなう減額、保留地を処分すべき予定の所が現在まだ家屋移転が完了しておりません。処分が済まないというので、おにたいする保留地の処分金の四千六百四十二万四千円を今回減額補正をいたそうとするのであります。次に諸収入のうちの雑入でござ

ります。武蔵野台の換地精算金に市が徴収すべき金額、当初におきまして五百万円を見積っておりました。そのうちの一部が四十五年度のお入の執行残といたしまして繰越金に充当されてきておりましたので、その関係の私どもの積算の間違いもござりまして、今回特定財源とすべき雑入といたしまして換地精算金収入が三百八十三万四千円の減額となるわけにござりまして、合計お入におきまして五千二十五万四千円を減額しようとするのであります。

次に支出でござりますが、加美平地区事業費において補償、補正の賠償金、いわゆる家屋等の移転補償料でござりますが、当初補正をいたしましては九千八百五十二万五千円を予算計上しておりました。